

大分県広報紙広告掲載要綱

企画振興部広報広聴課

1 広告を掲載する広報紙

名 称 : 新時代おおいた

規 格 : A4判12ページ(4色刷り)

印刷方法: オフセット印刷

発行回数: 年6回(奇数月)

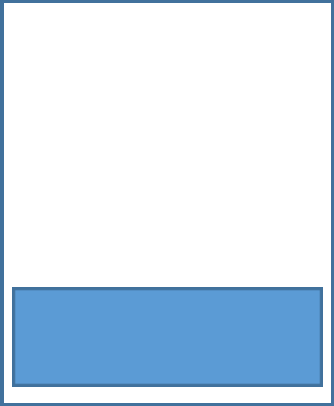
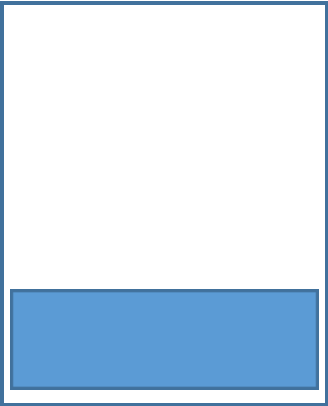
発行部数: 1回当たり483,000部

配布先 : 県内全世帯、県内企業・団体・各県人会・県庁各所属等

2 広告の掲載位置及び枠数等

広告の掲載位置、枠数、掲載方法及び規格は、次の表のとおりとする。

但し、裏面を除き広告掲載ページの指定はできないものとする。

		①	②
掲載位置		中面下段	裏表紙下段
			
枠 数		3	1
規 格	大きさ	62 mm × 170 mm	
	色	カラー4色	

3 掲載金額

(1) 上記2①の中面 1号当たり1枠につき 100,000円

(2) 上記2②の裏面 1号当たり1枠につき 150,000円

4 広告の内容等

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。県は、提出された原稿の内容が規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

- (1) 法令、規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に当たるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨しているなど、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 事実と異なる内容を含むもの
- (13) 広告の表現、配色等が紙面の体裁に馴染まないもの
- (14) 読者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (15) 個人又は法人の名刺広告
- (16) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (17) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (18) その他、掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

5 広告主等

次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有

する事業者

- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (4) たばこに係る業種又は事業者
- (5) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (6) 占い又は運勢判断に係る業種又は事業者
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (10) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (11) 営業等について必要な届出を行わず、又は許認可等を受けていない事業者
- (12) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (13) その存在や活動実態が明確でない事業者
- (14) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

6 広告に掲げる事項

広告について、次の各号に掲げる事項は、別紙「広報紙広告掲載事業に関する注意事項」に記載する。

- (1) 広告の内容及び体裁等
- (2) 広告の禁止表現
- (3) 広告の制限事項
- (4) 広告の修正

7 広告主の募集等

- (1) 県は、広告主を募集するに当たり、広告主の応募機会の均等化を図るため、公募するものとする。
- (2) 前項の公募に際しては、県ホームページ等で告知するものとし、広告掲載を希望する者（広告代理店を含む。なお、広告代理店は大分県が発注する物品等の製造の請負及び買い入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する業者名簿中、「50 広告」に登録されている者であること。）は、県に広告の掲載を申し込むものとする。
- (3) 広告掲載を希望する者は、原則として大分県内に事業所等を有するものとする。
- (4) 広告内容及び広告主等を調査するため、県は必要に応じて広告主に資料の提供を求めることができ、広告主はこれに応じなければならない。

8 申込手続

(1) 提出書類（各一部）

- ・応募申込書（第1号様式）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・掲載広告物の原稿案（様式は任意。A4で出力した、カラーのもの）

(2) 申し込み期限

発行月の前々月の10日まで

（但、3・4月号は12月10日まで）

(3) 提出方法

郵送又はメール（郵送は期限内に必着のこと）

9 広告掲載の優先順位

県は、定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の各号に定める基準等を総合的に判断し、優先順位を決定することとする。

- (1) 県内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興等地域経済の活性化に資するものと判断することができるもの
- (2) 公共性が高いもの
- (3) イベントの広告等掲載時期に配慮が必要なもの
- (4) その他のもの

10 広告審査会の設置

県は、広報紙に掲載する広告主及び掲載内容の審査を行うため、広告審査会を設置し、広告審査会の設置に必要な事項は、別に定める。

11 広告主の責務等

- (1) 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。
- (2) 掲載広告は、事前に提出内容の確認を受けることとし、県の承認なしに無断で変更することはできない。
- (3) 広告主は、広告掲載料を定められた納期限までに納めなければならない。
- (4) 広告主は、広告内容、その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負い、掲載広告の内容に対する問い合わせ及び苦情については、広告主の責任において対応すること。
- (5) 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

12 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。
- (2) この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。